

## 嘉穂高等学校第 42 期同期会旅費及び活動参加費補助規程

### (目的)

第 1 条 本規程は、嘉穂高等学校第 42 期同期会の活動に関する旅費及び活動参加費補助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (旅費)

第 2 条 旅費については、飯塚市を基点として原則的に実費とし、その全てを本会費にて負担する。ただし、福岡県内は負担の対象外とするが、役員会で承認したものはこの限りでない。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

3 旅行を命じられたものは、原則として、公共交通機関を利用することとし、必要に応じて、総務委員会でチケット等を発注し、活動参加者本人に渡すものとする。

なお、活動参加者が諸般の事情により、個別にチケット等を購入する場合、又は自家用車等を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合の実費を上限として旅費を請求できるものとする。

4 福岡県外に在住する者が近隣都道府県の活動に参加する場合には、1 回につき一律 1,000 円とする。なお、この場合の取りまとめは地区支部長が行い、支払いには役員会の承認を必要とする。

5 福岡県外に在住する者がその居住都道府県内で移動する場合は、原則として、対象外とするが、役員会で承認した場合はこの限りでない。

6 福岡県外に在住する者が、大同窓会に出席するためにかかる旅費への負担補助については、参加予定人数及びそれに対する予算額により変動するため、大同窓会の開催年度の 10 月の役員会で決定する。

### (活動参加費補助)

第 3 条 活動参加費（支部総会及び同総会の懇親会の参加費）は、原則としてその半額を補助する。ただし、役員会で承認したものに限る。

### (支出)

第 4 条 旅費、活動参加費については、会期の特別会費から支出する。

2 前項の旅費に係る支出にあたっては、原則として事業計画で予め予算化しておく。

3 第 2 条第 3 項により、活動参加者本人が直接支払いをする場合は、領収書等の提出を求める。

ただし、支部総会の会費等で領収書の発行がない場合は、参加者の領収書で代えるものとする。

### (その他の補助)

第 5 条 その他必要な経費については、役員会での審議及び承認の上、別途補助をするものとする。

### (規程改正)

第 6 条 本規程の改正については、役員会の承認をもって行い、総会に報告するものとする。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 2 日から施行する。